

令和 7 年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金に関する Q&A

【補助金全般について】

Q 1 補助金の申請から支払いまでの流れについて知りたい。

A 1 以下の流れになります。

① 交付申請書の提出	事業者 ⇒ 県	申請額が予算額上限に達するまで都度受付
② 交付申請書の審査	県	交付申請書を受理次第、審査等の実施
③ 交付決定通知書の発出	県 ⇒ 事業者	②が終了次第随時
④ 事業の実施	事業者	計画に基づき事業を実施
⑤ 実績報告書の提出	事業者 ⇒ 県	事業完了次第速やかに提出
⑥ 実績報告書の審査 補助金額の確定	県 ⇒ 事業者	実績報告書の審査等の実施 不備等なければ、額の確定通知発出
⑦ 補助金請求	事業者 ⇒ 県	額の確定通知後、速やかに提出
⑧ 補助金支払い	県 ⇒ 事業者	提出後、2 週間程度で支払い

Q 2 補助対象期間及び対象経費の範囲について

A 2 交付決定通知後にかかった費用が対象となります。また、実績報告時に納品・支払いが完了している経費が対象となります。

Q 3 他の補助金との併用は可能か

A 3 国や県が行う他の補助金との併用は不可です。

Q 4 人材確保体制構築支援事業と経営改善支援事業の複数メニューを実施することは可能か。その場合の補助上限額の考え方はどのようなになるのか

A 4 それぞれのメニュー毎の補助上限額以内で複数メニューを実施することは可能です。メニュー毎の上限額を超える部分については、各事業所の負担となります。

【対象経費について】

Q 5 「研修体制の構築の支援」で、オンライン研修に用いるモニターを購入する場合など、補助金を用いて購入した備品等が、事業の目的外にも使用できる性質のものである場合、補助対象経費とすることができるのか。

A 5 価格が単価 30 万円以上の機械等の財産を除き、この補助金の交付の目的に反して使用することを妨げないこととしており、補助対象とすることは可能です。

Q 6 「研修体制の構築の支援」について、事業所が主体的に実施する研修に係る経費が補助対象といった認識でよいのか。また、別団体等が実施する研修会に参加する費用を事業所が負担する場合の経費は補助対象となるか。

A 6 自事業所が主体的に実施する研修会についても、別事業者が実施する研修会に参加する費用についても、いずれの場合も補助対象となります。

Q 7 「経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援」について、「経験年数が短い」とは具体的にどの程度の期間をいうか。

A 7 対象となるヘルパーは、原則、訪問介護業務に従事した期間が1年未満であることを要します。ただし、従事する頻度が低いために十分な経験を積んでいない、または長期間にわたって訪問介護業務に従事していなかった等の特段の理由がある場合は、この限りではありません。特段の理由については、交付申請時の提出書類である「対象ヘルパーの経歴が分かる資料（任意様式）」に記載してください。

Q 8 「カスタマーハラスメント対策としての同行訪問支援」について、該当利用者への対応が緊急差し迫っているため、交付申請時に提出する「カスタマーハラスメントに関する確認書」の確認事項のチェックが間に合わなかった場合に、実績報告時に追加で提出する「関連資料の写し」とはどのような資料を想定しているのか。

A 8 複数名訪問の必要性についての、担当医師やケアマネ等からの確認資料やサービス担当者会議等により関係者へ情報共有を行った記録の写し、複数名訪問以外の対処法について検討を行った会議録等を想定します。その他個別にご相談ください。

Q 9 「経営改善の支援」について、どのような場合にかかる経費を想定しているのか。

A 9 事業者が新規加算取得等の経営改善を図るために、社会保険労務士等の専門家への相談を行った場合にかかる相談料等を想定しています。